

有価証券報告書の訂正報告書

大林道路株式会社

(151132)

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月27日
【事業年度】	第76期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	大林道路株式会社
【英訳名】	OBAYASHI ROAD CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山岡 礼三
【本店の所在の場所】	東京都墨田区堤通1丁目19番9号
【電話番号】	03（3618）6500（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 川田 文和
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区堤通1丁目19番9号
【電話番号】	03（3618）6500（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 川田 文和
【縦覧に供する場所】	大林道路株式会社大阪支店 （大阪市中央区北浜東1番26号） 大林道路株式会社中部支店 （名古屋市中区栄1丁目10番21号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第76期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～(4) <省略>

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。

(6) <省略>

(7) 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、機動的に自己の株式の取得を行うことを目的とするものである。

（訂正後）

(1) ～(4) <省略>

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めている。

また、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする旨定款に定めている。

(6) <省略>

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとしている事項

① 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、機動的に自己の株式の取得を行うことを目的とするものである。

② 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。